

上野事務所ニュース

令和3年1月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

今年予定されていること

今年予定されている主な変更は、以下のとおりです。

【保険料率の変更】

- 健康保険料率の変更（3月）
- 介護保険料率の変更（3月）
- *それぞれの料率は未定です。
- 厚生年金保険料率の変更はありません。

【国民年金保険料の変更】

- 国民年金の月額保険料の変更（4月）
（16,610円）

【労働法・社会保険関係の改正】

- 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得（1月1日）
- パートタイム・有期雇用労働法の施行（中小企業：4月1日）
- 高齢者雇用安定法の改正（4月1日）

【障害者の法定雇用率の引き上げ】

- 民間企業 2.2%⇒2.3%（3月1日）

【新型コロナウイルス感染症関連】

令和3年2月末まで延長

- 雇用調整助成金の特例措置
- 緊急雇用安定助成金
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

対象となる休暇取得の期間を令和3年3月末まで延長

- 小学校休業等対応助成金

産業雇用安定助成金（仮称）の創設

⇒新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成

するものです。詳細は今後公表されま

- *新型コロナウイルス感染症に関連する助成金変更内容の詳細については、事務所ニュースにて随時お知らせします。

子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得について

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行

規則等が改正され、時間単位で取得できるようになりました。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">半日単位での取得が可能1日の所定労働時間が4時間以下の者は取得できない	<ul style="list-style-type: none">時間単位での取得が可能全ての労働者が取得できる

看護休暇・介護休暇を1日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が選択できます。時間単位で取得の場合、休暇を取得した時間数の合計が1日の所定労働時間数に相当する時間数になるごとに「1日分」の休暇を取得したものととして処理します。なお、1日の所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合には、端数を時間単位に切り上げます。（1日の所定労働時間数が7時間30分のケースでは、「30分」という端数を切り上げて「8時間」分の時間単位の休暇取得で「1日分」の休暇となります。）

一定の労働者*については、労使協定を締結することにより、子の看護休暇・介護休暇の対象から除外することが可

能です。

*勤続6か月未満の労働者、週の所定労働日数が2日以下の労働者、時間単位で子の看護休暇・介護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者(1日単位での取得は可能)

今回の法改正では、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること(いわゆる「中抜け」)を認めなくても良いですが、法を上回る制度として「中抜け」ありの休暇取得を認めることも可能です。なお、これまでに「中抜けあり」の休暇を導入している企業が、「中抜けなし」の休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件変更となりますので、注意が必要です。

年金事務所による調査について

年金事務所では、社会保険に加入している事業所を対象に定期的に調査を行っています。

この調査は、手続きが正しく行われているか、他に社会保険の加入手続きが必要な人がいないか、などを確認するものです。以前は、事業主に対して年金事務所へ来所するように通知がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、出勤簿や賃金台帳などの書類を年金事務所へ郵送する方法へ変更されています。

年金事務所の担当者は、事業所から郵送された書類をもとに、次の事項について調査しています。

- ①資格取得の時期が適切か
 - ・出勤簿やタイムカードで出勤が記録された日と、資格取得日が同じか。
- ②届出書類に記載されている金額と賃金台帳の金額に間違いがないか
 - ・届出書類に記載された金額に含まれていない金額がないか。(通勤手当や残業代などが含まれた金額で届出されているか。)
 - ・資格取得時の給与額と賃金台帳の給与額に大きなズレがないか。
- ③賞与が正しく届出されているか
 - ・賞与が支給されている場合、正しい金額で届出されているか。
 - ・賃金台帳で賞与として記載されているもの以外に、賞与として支給されているものがないか。
- ④月額変更届が正しく届出されているか
 - ・昇給などで固定的賃金に変動があり、随時

改定に該当する場合、月額変更届が届出されているか。

- ⑤社会保険に加入していない人の勤務状況
 - ・パートやアルバイトの出勤日数や労働時間が社会保険加入の要件を超えていないか。

調査の結果、過去の届出内容に訂正が必要な場合には、年金事務所より郵送で結果が連絡されます。また、社会保険未加入者や賞与の届出漏れについては、早急に届出するように指摘されます。

Q&A なぜなにどうして？

Q: 日本年金機構から「マイナンバー未収録者一覧」という書類と「個人番号等登録届」が届きました。どのように対応すれば良いのでしょうか。

A: 日本年金機構では、基礎年金番号とマイナンバーの紐づけを進めています。マイナンバーを活用することにより、住所や氏名の変更時に届出が不要、添付書類の省略が可能となっています。今回送付された「マイナンバー未収録者一覧」は、に厚生年金の被保険者となっている方で、日本年金機構がマイナンバーを把握していない方(令和2年8月22日時点)がいる場合に送付されます。手続きの流れは以下のとおりです。

- ①被保険者本人の個人番号カード等により、事業主が被保険者のマイナンバーを確認する。
- ②同封の「個人番号等登録届」にマイナンバー、性別等を記入する。(被保険者が記入しても構いません。)添付書類として、個人番号カードの写し(個人番号カードがなければ、マイナンバー入りの住民票の写しと運転免許証の写しなど)を用意する。
- ③同封の「個人番号等登録届 総括表」に提出件数、提出日、電話番号を記入し、事業主印を押印する。
- ④「個人番号等登録届 総括表」と「個人番号登録届」を、添付書類と一緒に事業所を管轄する事務センターへ郵送する。